

**建設業許可事務マニュアル**  
(山口県版)

# 建設業許可事務マニュアルについて

山口県知事に係る建設業許可事務の取扱い等については、平成 13 年 4 月 3 日付け国総建第 97 号で国土交通省総合政策局建設業課長が示した「建設業許可事務ガイドライン」に準じて処理する。

この「建設業許可事務マニュアル」は、国の「建設業許可事務ガイドライン」の中の特に留意すべき点、国からの事務取扱に関する通達、山口県における建設業許可事務に関する具体的な事務処理手順及び独自に定めた様式等について整理し、示したものである。

平成 17 年 3 月

## 目 次

<b>建設業許可の基本事項</b>	
1 建設業許可とは	1
2 許可申請の区分、手数料等	4
<b>許可申請の事務処理</b>	
1 許可事務の流れ	6
2 許可申請書等の保管	8
<b>許可要件の審査</b>	
1 経營業務の管理責任者（経管）について	16
2 専任技術者（専技）について	20
3 誠実性について	25
4 財産的基礎について	25
5 許可申請書・添付書類全般のチェック事項	29
6 許可申請書の進達	30
<b>営業所調査</b>	
1 営業所調査とは	33
2 営業所調査の方法	33
<b>許可後の届出等</b>	
1 変更届及び廃業届	43
2 更新申請	47
<b>Q &amp; A</b>	
1 建設業許可に係る Q & A	48

## 建設業許可の基本事項

### 1 建設業許可とは

#### (1) 建設業許可の要否

消費税込みで500万円を超える建設工事の請負契約を結ぶためには建設業許可が必要。

ただし、建築一式工事の場合は1500万円、または、木造住宅の建築の場合は150㎡までの工事では許可は必要ない(建設業法第3条。施行令第1条の2)。

なお、施主が工事材料等を提供する場合にあっては、請負金額にその材料等の通常の価格を加えた額により許可の要否を判断する。

#### (2) 営業所

建設業法でいう営業所とは、請負契約を結ぶ権限を有する者がいる場所をさす。

営業所で(1)の契約を結ぶためには、資格を満たす技術者が専任で置かれ、建設業許可申請書に営業所の存在が明記されていなければならない。

#### (3) 許可業種

建設業許可は、建設工事の種類により28業種があり、その業種ごとに許可が必要。

詳細は、「建設工事の種類、建設工事の内容、建設工事の例示及び許可業種の区分」を参照。

また、類似した建設工事の考え方については、国の「建設業許可事務ガイドライン」(平成13年4月3日付け国総建第97号)を参照。

#### (4) 建設業許可の区分

「大臣許可」と「知事許可」

知事許可：1つの県内にのみ(2)の営業所を置いて建設業を営む場合

大臣許可：複数の県に(2)の営業所を置いて建設業を営む場合

知事許可、大臣許可の区分は営業所の所在地のみによってなされる区分であり、営業する区域又は建設工事を施工する区域についての制限はない。

「一般」と「特定」

1つの工事の一次下請の契約額の合計が3000万円(建築一式工事は4500万円)を超える場合は、その元請業者は特定建設業の許可が必要。

なお、3000万円以上の工事に該当するか否かを判断する際には、元請人が提供する材料等の価格は含まない。

#### (5) 有効期間

建設業許可の有効期間は5年。

許可日を始期とするため、5年後の同じ月日の前日をもって有効期間が終了する。

ただし、更新申請の場合、期限内に申請が行われていれば、許可か不許可かの判断が下されるまでは従前の許可を有効とする特例が設けられている。

また、特定の財産的要件を満たさないが一般の許可要件は満たしている時に、特定許可の有効期限内に一般で新たな申請を行った場合は、更新と同様に許可・不許可の判断が下されるまでは既存の許可を有効とする期限の特例が適用される。

**建設工事の種類、建設工事の内容、建設工事の例示及び許可業種の区分**

建設工事の種類 建設業法 別表第一(上欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 昭和47年3月18日 建設省計建発第46号	許可業種の区分 建設業法 別表第一(下欄)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		土木工事業
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		建築工事業
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	大工工事業
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	左官工事業
とび・土工・ コンクリート工事業	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ----- ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ----- ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ----- ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事 ----- ホ) その他基礎的ないしは準備的工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 とび・土工工事業 ----- ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ----- ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ----- ニ) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ----- ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事	とび・土工 工事業
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	石工事業
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	屋根工事業
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	電気工事業
管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	管工事業
タイル・れんが・ ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事	タイル・れんが・ ブロック工事業
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	鋼構造物工事業

鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事	鉄筋工事業
ほ装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	ほ装工事業
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	板金工事業
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事	ガラス工事業
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	塗装工事業
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	防水工事業
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	電気通信工事業
造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事	造園工事業
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	さく井工事業
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	建具工事業
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	水道施設工事業
消防施設工事	火災警報設備、消化設備、避難設備若しくは消化活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	消防施設工事業
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	清掃施設工事業

( 6 ) 許可要件

建設業許可を受けるための主要な要件は次のとおり（建設業法第7条）。

- 経営業務の管理責任者としての経験がある者を有すること
- 営業所に専任の一定の基準を満たす技術者を有すること
- 請負契約に関して誠実性を有すること
- 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有すること

## 2 許可申請の区分、手数料等

( 1 ) 許可申請の区分

新規	現在有効な許可をどの行政庁からも受けていない者が申請する場合
許可換え新規	現在有効な許可を受けている者が他の行政庁に新たに申請する場合
般・特新規	一般の許可のみを受けている者が特定の許可を新たに申請する場合、又は特定の許可のみを受けている者が一般の許可を新たに申請する場合
業種追加	一般の許可を受けている者が他の業種について一般の許可を新たに申請する場合、又は特定の許可を受けている者が他の業種について特定の許可を新たに申請する場合
更新	既を受けている許可をそのままの要件で続けて申請する場合

( 2 ) 許可申請書の提出

提出先

許可申請書は、本店（主たる営業所）を置く市町村を所管する土木（建築）事務所に提出する。

提出部数

知事許可申請：正本1部 + 副本2部

大臣許可申請：正本1部 + 副本3部及び営業所の置かれた県数分の副本

( 3 ) 許可手数料

金額

知事許可申請：新規（般特新規、許可換え新規含む）： 9万円

更新及び同一許可区分内の業種追加： 5万円

大臣許可申請：新規（般特新規、許可換え新規含む）： 15万円

更新及び同一許可区分内の業種追加： 5万円

納入方法

知事許可申請：それぞれの金額分の山口県収入証紙を購入し、申請書に貼付

大臣許可申請：新規（般特新規含む）の場合は、登録免許税を広島国税局広島東税務署あて納入し、その領収書を申請書に貼付

新規以外の場合は、金額分の収入印紙を申請書に貼付

詳細は「申請区分別許可手数料」を参照

( 4 ) 申請時期

新規（般特新規、許可換え新規含む）、業種追加は随時申請可能。

更新は原則、有効期間満了日の1月前まで（建設業法施行規則第5条）。

更新でも、大臣許可は事務処理に時間がかかるため、6ヶ月前までの申請書提出を指導すること。

追加 + 更新、般特新規 + 更新等、監理課決裁の更新の申請があった場合は、現在の許可満了日までの期間が1ヶ月以上（大臣許可は6ヶ月以上）なければ事務処理中に許可切れとなるおそれがあるので、追加と更新を別々に申請するよう指導し、更新の処理を先に行うこと。

申請区分別許可手数料

(単位：万円)

申請区分		大臣許可(印紙等)	知事許可(証紙)
	新規 (一般のみ又は特のみで申請)	15(登録免許税)	9
	新規+新規 (一般と特を同時に申請)	15 + 15 = 30 (登録免許税)	9 + 9 = 18
	許可換え新規 (一般のみ又は特のみで申請)	15(登録免許税)	9
	許可換え新規+許可換え新規 (一般と特を同時に申請)	15 + 15 = 30 (登録免許税)	9 + 9 = 18
	般・特新規	15(登録免許税)	9
	業種追加 (一般のみ又は特のみで申請)	5	5
	業種追加+業種追加 (一般と特を同時に申請)	5 + 5 = 10	5 + 5 = 10
	更新 (一般のみ又は特のみで申請)	5	5
	更新+更新 (一般と特を同時に申請)	5 + 5 = 10	5 + 5 = 10
	般・特新規+業種追加	15(登録免許税)+5(印紙)	9 + 5 = 14
	般・特新規+更新	15(登録免許税)+5(印紙)	9 + 5 = 14
	業種追加+更新 (一般(特)のみ追加+一般(特)のみ更新)	5 + 5 = 10	5 + 5 = 10
	業種追加+更新+更新 (一般(特)のみ追加+一般と特を同時に更新)	5 + 5 + 5 = 15	5 + 5 + 5 = 15
	業種追加+業種追加+更新+更新 (一般と特を同時に追加+一般と特を同時に更新)	5 + 5 + 5 + 5 = 20	5 + 5 + 5 + 5 = 20
	般・特新規+業種追加+更新	15(登録免許税) 5 + 5 = 10(印紙)	9 + 5 + 5 = 19